

日野市耐震改修促進計画【概要版】

1. 根拠、必要性

耐震改修促進法第6条第1項に基づき、東京都耐震改修促進計画の改定の反映や前計画からの文言の修正、数値等の時点更新を行う改定とする。

2. 構成

- 一、概要(背景と目的、計画の位置づけ、計画期間、対象建築物 等)
- 二、耐震化の現状と課題(各対象建築物の現状 等)
- 三、取り組みの基本方針(耐震化の目標、重点的に取り組むべき施策 等)
- 四、耐震化に関わる総合的な施策の展開(日野市における耐震化施策、税制等に関する支援 等)

3. 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5か年(今後も必要に応じて見直し)

4. 前回計画(令和3年度から令和7年度の5か年)の振り返り

建築物の種類	令和3年度	令和7年度 目標値	令和7年度実績	差分
①緊急輸送道路沿道建築物	93.1%	95%	93.1%	±0.0%
②住宅	90.2%	95%	93.0%	+2.8%
③特定建築物	94.4%	95%	94.7%	+0.3%
④防災上重要な公共建築物	100%			

①旧耐震基準の特定緊急輸送道路沿道建築物は全39棟あり、その23棟について耐震化済み。

残り16棟の耐震化を個別訪問などにより粘り強く働きかける必要がある。

②住宅のうち木造戸建て住宅は国都の制度に則り、補助額や補助率を拡充した。また、分譲マンションに関する耐震改修等に対する助成制度については、計画期間中に 14 棟 467 戸を耐震化(助成対象は103棟)。

③建築基準法第12条に基づく定期報告による耐震化状況を確認した。

特定建築物の所有者等への意識啓発を図る必要あり。

④防災上重要な公共建築物は前計画時点で目標値である100%を達成済。

5. 耐震化の目標

建築物の種類	令和7年度 実績値	令和12年度 目標値	都の目標値
①緊急輸送道路沿道建築物	93.1%	95%	総合到達率 99%、かつ、区間到達率 95% 未満の解消
②住宅	93.0%	96%	95% (2000年基準を含む)
③特定建築物	94.4%	95%	95%
④防災上重要な公共建築物	100%	—	できるだけ早期に耐震化率 100%達成
⑤組積造の塀	可能な限り解消※	—	—

※棟数の把握は困難なため、耐震化率は求めない

6. 耐震化に関する総合施策の展開

市では各建築物の耐震化施策として以下の助成制度を設けている。

対象建築物	助成名	助成メニュー
特定緊急輸送道路沿道建築物	日野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	・耐震補強設計 ・耐震改修工事 ・建替えおよび除却工事
木造住宅(戸建て)	日野市住宅耐震化及び住宅ストック改修補助金	・耐震診断・改修 ・バリアフリー化 ・断熱改修
分譲マンション	日野市分譲マンション耐震改修工事等助成	・耐震アドバイザー派遣 ・耐震診断 ・耐震補強設計 ・耐震改修工事
組積造の塀	日野市ブロック塀等撤去及び改良工事補助金	・撤去工事(基本型) ・撤去工事(改善型) ・木塀設置工事